

# 暴力団関係相談の取扱要領について

(平成24年5月24日岩刑事第39号、岩警務第17号警察本部長)

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

警察による相談業務のうち、暴力団対策部門（刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）及び署の組織犯罪対策担当係をいう。以下同じ。）において受理し又は他部門から引継ぎを受けた暴力団関係相談の取扱要領について、下記のとおり定め、平成24年6月1日から実施することとしたので、その適切な対応に遺漏のないようにされたい。

## 記

### 1 目的

この取扱要領は、岩手県警察安全相談取扱要綱（平成15年2月19日付け岩警務第11号、岩生安第17号の別添。以下「安全相談取扱要綱」という。）に定める安全相談のうち、暴力団関係相談の取扱いに関し、特に必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

暴力団関係相談（以下「暴力相談」という。）とは、暴力団員等による不当な行為に関する相談、暴力団からの離脱に関する相談、暴力団事務所に関する相談の他、暴力団員等の行為又は暴力団等の存在若しくは活動に起因する被害、迷惑、不安、困惑に係る相談等、助言、援助、情報の提供等を求める一切の相談をいうものとする。

### 3 取扱要領

#### (1) 暴力団対策部門において受理した暴力相談の取扱いについて

暴力団対策部門において受理した暴力相談については、相談の内容及び措置結果を含む取扱状況その他必要な事項を安全相談記録簿（安全相談取扱要綱の様式第2号。以下「相談記録簿」という。）に記録の上、組織犯罪対策課にあっては速やかに組織犯罪対策課長に報告し決裁を受け、署にあっては生活安全課（刑事・生活安全課を含む。）の安全相談コーナーを経由して速やかに所属長へ報告し決裁を受けること。ただし、署において、暴力相談の処理に当たり、その内容から、直ちに所属長へ報告する必要が認められるとき又は保秘の必要性から直接報告する必要が認められるときは、安全相談コーナーを介さずに所属長へ報告することも可とする。いずれの場合においても、相談記録簿の原本については、安全相談窓口（本部にあっては警務部県民課の安全相談センター、署にあっては安全相談コーナーをいう。以下同じ。）において管理するものとし、暴力団対策部門においては、受理した暴力相談について、暴力団関係相談受理（処理）票（様式第1号）を作成の上、当該相談記録簿の写しに添付して管理すること。また、継続措置を取ったときは、継続措置の取扱状況を継続・措置結果等報告票（安全相談取扱要綱の様式第2号の2。以下「措置結果等報告票」という。）に記録の上、所属長への報告を徹底し、措置結果等の必要な事項について、

安全相談窓口確実に通知すること。

ただし、被害の届出（当該届出への対応として、その場で被害届の受理又は参考人調書の作成に至ったもの、その他事件を受理したとして犯罪事件受理簿に登載したものに限る。）等当該暴力相談の取扱い状況等が相談記録簿で報告されずとも、組織的な管理がなされることとなるものについては、この限りではない。

なお、取扱い状況等を相談記録簿又は措置結果等報告票により記録化するに当たっては、相談者の安全への一層の配慮の必要性等の暴力相談の特異性に鑑み、保秘の観点から、記録する内容に関し十分に留意すること。

(2) 他部門から引継ぎを受けた暴力相談の取扱いについて

第一次的に暴力団対策部門以外の部門で取り扱った暴力相談については、当該部門において相談記録簿に記録の上、相談記録簿の写しにより、これを暴力団対策部門へ確実に引き継ぐとともに、引継日時、引継担当者等を記載した相談記録簿の原本を安全相談窓口へ送付すること。安全相談窓口においては、当該暴力相談について、相談記録簿により速やかに所属長へ報告して決裁を受け、適切に管理すること。暴力団対策部門にあっては、引継ぎを受けた暴力相談について継続措置を取ったときは、継続措置の取扱い状況を措置結果等報告票に記録の上、所属長への報告を徹底し、措置結果等の必要な事項について、安全相談窓口確実に通知すること。また、継続措置の有無に関わらず、暴力団関係相談受理（処理）票を作成し、相談記録簿の写しに添付して管理すること。

(3) 当直時における暴力相談の取扱いについて

当直時における暴力相談の取扱いは(2)の規定を準用する。

(4) 暴力相談の管理について

暴力団対策部門で受理し又は他部門から引継ぎを受けた暴力相談については、暴力団関係相談受理簿（様式第2号）に登載し、処理状況等を確実に記載して管理すること。

(5) 暴力団情報の提供の求めへの対応について

暴力団情報の提供を求める暴力相談を受理した場合は、暴力団排除等のための部外への情報提供について（平成24年3月8日付け岩組第97号。以下「部外への情報提供について」という。）に定めるところにより、情報提供の求めの概要、提供の可否についての判断の理由、結果等について暴力団等情報提供記録簿（部外への情報提供についての様式第2号）に確実に記録した上、決裁を受けて適切に対応すること。なお、この場合、相談記録簿及び暴力団関係相談受理（処理）票の作成は要しない。

#### 4 留意事項

(1) 暴力相談の取扱いに係る基本的留意事項

暴力相談の取扱いに当たっては、相談者のプライバシー保護、暴力団による相談者への加害防止、捜査上の支障等の観点から、保秘に十分に留意すること。

(2) 安全相談窓口に対する通知に係る留意事項

安全相談窓口に対して相談の内容、措置結果その他必要な事項を通知する場合には、(1)の留意事項を踏まえ、その保秘に配慮すること。

(3) 安全相談窓口による確認への対応に係る留意事項

安全相談窓口から必要な確認を受けた場合には、その取扱状況等について、保秘の観点から支障のない範囲で説明すること。

(4) その他の留意事項

暴力相談の取扱いに当たっては、この取扱要領のほか、安全相談取扱要綱その他の警察による相談業務に関する規定に基づき、適切な相談業務の推進に向け、相談者の立場に立って真摯に対応するとともに、安全相談窓口その他の部門と緊密に連携を図りながら、その適切な対応に遺漏のないようにすること。

5 保護対策等

暴力相談を受理したときは、相談者等に対し、必要に応じ、自主警戒の指導等を行い又は暴力団対策関係者等に対する保護対策実施要綱（平成 24 年 3 月 8 日付け岩刑事第 20 号、岩警務第 8 号、岩生安第 16 号、岩交通第 19 号、岩警備第 14 号の別添。）に基づく保護対策を実施するなど、相談者等に対する危害の未然防止に配慮すること。

6 報告等

(1) 組織犯罪対策課への報告

署で取り扱った暴力相談については、組織犯罪対策担当係において、相談記録簿等及び暴力団関係相談受理（処理）票又は暴力団等情報提供記録簿をファックス送信するなどの方法により、都度、組織犯罪対策課に報告すること。

(2) 警察情報管理システムによる相談情報管理業務に係る相談情報ファイル登録の例外について

3(5)に規定する暴力団情報の提供を求める暴力相談については、組織犯罪対策課において、各所属における毎月の取扱状況を取りまとめ、安全相談取扱要綱に定める安全相談総括責任者に報告するものとし、受理した署において警察情報管理システムによる相談情報管理業務に係る相談情報ファイルに登録することを要しない。なお、その他の暴力相談については、受理した署において相談情報ファイルに登録すること。